

新潟東港地域水道用水供給企業団修繕費支弁基準

■修繕費支弁基準 改正経過

年 月 日	区 分	改 正 内 容 等
平成19年11月1日	基準制定	

1 建 物 資産区分（個別的区分） 建物

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 壁、床組、床、天井などの取替、張替、塗装替 2 建具(網戸などを 含む)雨樋、手摺、窓枠などの取替 3 畳の表裏替、入替 4 屋根、側壁などの防水工事	<b>1 小規模な施設設置工事</b> (1) 間仕切・建具・雨樋・手摺など	設置費用 100万円未満	Q1 浄水場管理館会議室の床の損傷が著しいので張替える。費用=500万円  A 浄水場管理館会議室の区分は「建物」に属する。(A欄)工種1「壁・床組・床・天井などの取替、張替、塗装替」の項目に該当するので修繕費とする。	
	<b>2 小規模な取替工事</b>	取替費用	Q2 企業団庁舎屋上防水層の亀裂が著しく雨漏りの危険性があるため防水工事を施工する。費用=4,000万円  A 企業団庁舎の区分は「建物」に属する。(A欄)工種4「屋根・側壁などの防水工事」の項目に該当するので修繕費とする。	
	(1) 屋根の葺替(異質なものへの葺替を含む) (2) 木造建物の軸組(土台・柱等) (3) 小屋組(桁・梁・母屋等)	100万円未満 100万円未満 100万円未満	Q3 浄水場ポンプ場屋根防水層が剥離し漏水しているため防水工事を施工する。併せて美観及び機能を保持するため、屋根下見部分の塗装替と屋根のルーフトレーンを取替える。 費用=1,980万円  A ポンプ場の区分は「建物」に属する。(A欄)工種1「壁の塗装替」、2「雨樋の取替」、4「屋根の防水工事」の項目にそれぞれ該当するので修繕費とする。	
	(4) 鉄筋コンクリート造りの躯体・鉄骨部分・ブロック部分	100万円未満	Q4 浄水場ポンプ場の耐震強度が不足しているため、一部、耐震補強工事を施工する。 費用=5,000万円  A ポンプ場の区分は「建物」に属する。 (A欄)工種・(B欄)小規模な施設設置工事及び小規模な取替工事には、耐震補強工事という該当項目がないので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費	
			※ (A欄)工種4「屋根」には「陸屋根・下屋」を含む。	

2 建物附属設備 資産区分（個別的区分） 建物附属設備

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 建物に付帯する電気の配線工事 2 照明器具の取替 3 給排水管、ガス管の取替 4 冷暖房機、空調機、ボイラー、クーリングタワー、ファンコイルなどの弁類、盤、器具の取替 5 警報、消火設備の器具の取替 6 放送設備の器具の取替 7 建物本体に設備されるものの器具、部品の取替 8 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な設備設置工事</b> (1) 浴槽・シャワー設備・換気扇・その他の建物附属設備	設置費用 50万円未満	Q1	浄水場中央監視室非常灯を、動力電源以外の事故時でも自動点灯するよう配線工事を施工する。費用＝80万円
			A	(A 欄)工種 1「建物に付帯する電気の配線工事」の項目に該当するので修繕費とする。
			Q2	事務室の照明が暗いので、現在設置してある2灯用の器具を3灯用に取替える。費用＝30万円
			A	(A 欄)工種 2「照明器具の取替」の項目に該当するので修繕費とする。
			Q3	浄水場の冷暖房設備の内クーリングタワーの腐食が著しいので取替える。費用＝65万円
			A	(A 欄)工種・(B 欄)小規模な工事には、クーリングタワー本体の取替という該当項目がないので建設改良費とする。  4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費
			Q4	浄水場の空調機器 No.1 パッケージ劣化のため取替える(更新)。費用＝700万円
			A	(A 欄)工種・(B 欄)小規模な工事には、パッケージ本体の取替という該当項目がないので建設改良費とする。また、小規模な工事の制限金額を超えるので建設改良費とする。  4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費

3 構築物

(各施設躯体・一部機械装置) 資産区分(個別的区分) 構築物(原水設備〈導水ポンプ含む〉⇒総合償却58年適用, 浄水設備, その他構築物)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 取水・導水施設のストレーナ、タラップ、防護柵、手摺などの取替 2 池、井、槽などのストレーナ、タラップ、防護柵、手摺、阻流板、分配管、集水装置などの取替 3 弁(駆動部含む)などの器具、部品の取替 4 設備の塗装替 5 漏水補修及び防水工事 6 屋根の防水工事 7 ろ過砂等の更新 8 管の漏水修理、防蝕工事 9 電柱の移設 10 植樹・張芝 11 基礎土留等の補強	<b>1 小規模な設備設置工事</b> (1) 弁・門・扉・擁壁(土留含む)・手摺・舗装	設置費用 100万円未満	Q1 浄水場急速ろ過池のレオポルド装置が損傷したので取替える。費用=1,500万円 A ろ過池の区分は「構築物」に属する。 (A欄)工種2「池・井・槽などのストレーナ・タラップ・防護柵・手摺・阻流板・分配管・集水装置などの取替」の項目の「集水装置」に該当するので修繕費とする。	
	<b>2 小規模な取替工事</b> (1) 門・扉・擁壁・歩廊橋・舗装 (2) 弁(駆動部を含む)・扉(ゲート) (3) 構外のケーブル及び配電線 (4) 電柱の建替	取替費用又は数量 100万円未満 100万円未満 100万円未満 100万円未満	Q2 浄水場沈でん池の阻流板及び分配管の腐食が著しいので取替える。 費用=2,700万円 A 沈澱池の区分は「構築物」に属する。 (A欄)工種2「池・井・槽などのストレーナ・タラップ・防護柵・手摺・阻流板・分配管・集水装置などの取替」の項目の「阻流板・分配管」に該当するので修繕費とする。	
			Q3 危険防止のため浄水場の着水井脇(2者共同施設)に手摺を設置する。費用=20万円 A (B欄)1小規模な設備設置工事(1)「弁・門・扉・擁壁・手摺・舗装」の項目に該当する。そして設置費用も制限金額以内なので修繕費とする。ただし、共同施設のため県企業局の施工協議に注意が必要(大規模となれば、県は建設改良費執行の可能性はある)だが、企業団は当該支弁基準による。	
			Q4 濃縮槽歩廊手摺及びろ過池配管廊配管の錆の発生がおびただしいので塗り替える。 費用=600万円 A 濃縮槽及びろ過池の区分は「構築物」に属する。 (A欄)工種4「設備の塗装替」の項目に該当するので修繕費とする。	
			Q5 ろ過池配管廊内及び壁貫通部から漏水しているので補修する。費用=2,400万円 A (A欄)工種5「漏水補修及び防水工事」の項目に該当するので修繕費とする。	
			Q6 受電用設置の電柱の一部(1基)が支障となるので移設する。 費用=100万円 A 電柱の区分は「構築物」に属する。 (A欄)工種9「電柱の移設」の項目に該当するので修繕費とする。(移設でも施工方法上、移設場所に新規に電柱を建て既設を撤去する場合は「建替」となり、(B欄)小規模な取替工事(4)「電柱の建替」の項目に該当する)	
			Q7 頭首工の取水門(2門)を更新し、計装設備を入れ替える。導水ポンプ(1基)を更新する。費用=4億円 … 施工主体は県企業局 A	

			<p>頭首工取水門及び導水ポンプは、原水設備に整理され、区分は「構築物」に属する。  (A欄)工種・(B欄)小規模な施設設置工事及び小規模な取替工事には、該当項目がないので建設改良費(取水施設費又は導水施設費・負担金)とする。  頭首工の県農地部が行う維持管理上の取替等修繕工事は、修繕費とする。</p>
--	--	--	--

3 構築物（送水設備） 資産区分（個別的区分） 構築物（送水設備…送水管，調整池躯体等）

施工内容			事例	(Q & A)
A欄	B欄	条件		
1 送水管の漏水修理工事  2 仕切弁、コック及び空気弁、覆、蓋の取替工事  3 既設管材料を用いて行う送水管の移設工事	<b>1 小規模な送水管布設替</b> (1) 同管種・同口径管を使用する布設替に限る	布設替費用 130万円未満	Q1 ダクタイル鋳鉄管が漏水し、同口径の管を用いて漏水箇所を修理する。 費用＝140万円 A (A欄)工種1「送水管の漏水修理工事」に該当するので修繕費とする。	
			Q2 動作不良となった仕切弁1基を取替える 費用＝40万円 A (A欄)工種2「仕切弁、コック及び空気弁、覆、蓋の取替工事」に該当するので修繕費とする。	
			Q3 水管橋の耐震補強のため、落下防止装置を設置する。 費用＝400万円 A (A欄)及び(B欄)小規模な送水管布設替工事には、ともに該当項目がないため、施設改良として取り扱い、建設改良費での執行とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費	
			Q4 新潟市下水道部局からの依頼により、下水道築造工事に支障となるダクタイル鋳鉄管(DIP)を同口径の管(DIP)を用いて切り廻す。 費用＝110万円 A (B欄)「小規模な送水管布設替」に該当し、費用も制限額以下のため修繕費とする。	

4 機械及び装置

(1) 電気設備 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (電気設備…一部電気計装含む)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 盤の計器、器具、部品の取替 (ただし、主要機器の取替は除く) 2 主要機器(変圧器、断路器、遮断器など)の器具、部品の取替 3 その他の電気設備の器具部品の取替 4 蓄電池の電解液の入替 5 油入電気機器の絶縁油の入替 6 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な設備設置工事</b> (1) 照明設備・その他の電気設備	設置費用 100万円未満	Q1 A 浄水場の受変電設備の3Eリレーが故障したので取替える。費用=230万円 受変電設備の区分は「機械及び装置(以下「機装」という。)(電気設備)」に属する。(A欄)工種1「盤の計器、器具、部品の取替」の項目に該当するので修繕費とする。	
	<b>2 小規模な取替工事</b> (1) ケーブル(電力・制御)・機器・盤・照明設備・その他の電気設備	取替費用 100万円未満	Q2 A 浄水場2系沈澱池現地操作盤が故障したので取替える。費用=275万円 現地操作盤の区分は「機装の(電気設備)」に属する。(B欄)2小規模な取替工事(1)「ケーブル・機器・盤・照明設備・その他の電気設備」の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費	
			Q3 A 浄水場に設置してある水銀灯のポールが塩害のため腐食し危険なため取替える。 <u>費用=100万円</u> 屋外照明設備の区分は「機装の(電気設備)」に属する。(B欄)2小規模な取替工事(1)「ケーブル・機器・盤・照明設備・その他の電気設備」の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費	
			Q4 A 流入弁電源ケーブルが絶縁劣化しているため取替える。費用=80万円 電源ケーブルの区分は「機装の(電気設備)」に属する。(B欄)2小規模な取替工事(1)「ケーブル・機器・盤・照明設備・その他の電気設備」の項目に該当する。そして取替費用も制限金額以内なので修繕費とする。	
			Q5 A 浄水場の電動基盤内のコンデンサーが故障したので取替える。費用=105万円 電動基盤の区分は「機装の(電気設備)」に属する。(A欄)工種1「盤の計器、器具、部品の取替」の項目に該当するので修繕費とする。	
			※ Q3 費用=100万円は制限金額が100万円未満であるから当然修繕費には該当しない。しかし、入札結果90万円になった場合制限金額以内になるので修繕費で執行することになるのかという疑問が起きる。(B欄)は本来建設改良費で執行すべきものを条件を付して修繕費で執行できるように制限を設けた趣旨からもあくまでも当初設計額とする。	

(2) 内 燃 設 備 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (内燃設備…平成 20 年度施工の非常用発電装置から適用)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 機関、発電機、消音器などの計器、器具、部品の取替 2 盤の計器、器具、部品の取替(ただし、主要機器の取替は除く) 3 主要機器(断路器、遮断器など)の器具、部品の取替 4 空気圧縮器、熱交換器、燃料移送ポンプ、温水循環ポンプなどの計器、器具、部品の取替 5 蓄電池の電解液の入替 6 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) 盤・機器・貯油槽(防油堤含む)・ポンプ	取替費用 100 万円未満	Q1 機関を始動する燃料噴射ポンプ 8 台中 4 台がプランジヤーの摩耗及び吐出弁が不良のため、燃料噴射ポンプを取替える。費用=200万円 A ディゼルエンジンの燃料噴射ポンプの区分は「機装の(内燃設備)」に属する。(A 欄)工種 1「機関、発電機、消音器などの計器、器具、部品の取替」の項目に該当するので修繕費とする。	

(3) ポ ン プ 設 備 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (ポンプ設備)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 ポンプの羽根車、スリーブ、ライナーリングなどの取替 2 電動機(IVR 含む)の器具、部品の取替 3 電動機の高圧処理、巻替 4 小配管の取替 5 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) ポンプ・電動機・弁	取替費用 100 万円未満	Q1 排水池返送ポンプに接続する 1、2 号制水弁が永年の使用による摩耗が著しいので取替える。費用=240 万円 A ポンプに接続する弁の区分は「機装の(ポンプ設備)」に属する。(B 欄)1 小規模な取替工事(1)「ポンプ・電動機・弁」の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費 Q2 返送ポンプNo.1 故障のため新品を購入し直営で取替える。費用=315 万円 A ポンプに接続する弁の区分は「機装の(ポンプ設備)」に属する。ポンプ本体の取替のため建設改良費とする。また、(B 欄)1 小規模な取替工事(1)「ポンプ・電動機・弁」の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えている。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費	

(4) 塩素滅菌設備 資産区分（個別的区分） 機械及び装置（塩素滅菌設備…次亜塩素注入設備）

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 注入機、計重機、中和装置、貯槽、緊急遮断弁、漏洩検知器、ポンプなどの弁類、計器、器具、部品の取替 2 盤の計器、器具、部品の取替 3 配管(塩素注入管など)の取替 4 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) ダクト(配管・排風)・排風機・機器・ポンプ・盤	取替費用 100万円未満	Q1 塩素ガス漏洩検知器が故障し修理不能のため取替える。費用=95万円  A 塩素ガス漏洩検知器の区分は「機装の(塩素滅菌設備)」に属する。(B欄)1小規模な取替工事(1)「ダクト・排風機・機器・ポンプ・盤」の項目に該当する。そして取替費用も制限金額以内なので修繕費とする。	

(5) その他機械及び装置

(薬品注入設備) 資産区分（個別的区分） 機械及び装置（塩素滅菌設備…次亜塩素注入設備）

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 注入機、貯蔵槽、希釈槽、溶解槽、ポンプなどの弁類計器、器具、部品の取替 2 盤の計器、器具、部品の取替 3 攪拌機の器具、部品の取替 4 配管(薬品注入管など)の取替 5 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) ダクト(配管・集塵・排風)・集塵機・機器・ポンプ・盤	取替費用 100万円未満		

(荷 役 設 備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 ホイストクレーン、ベルトコンベアなどの器具、部品の取替 2 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b>		Q1 A	Q1 ホイストクレーンが使用不能となったので取替える。費用=170 万円 A ホイストクレーンの区分は「その他機装の(荷役設備)」に属する。(A 欄)にはホイストクレーン本体の取替という該当項目がないので建設改良費とする。 (B 欄)に条件を設定していないのは、荷役設備自体の取替以外は修繕費としているためである。

(沈でん池附属設備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 攪拌機、搔寄機などの器具、部品の取替(ただし、駆動部の取替は除く) 2 駆動部の器具、部品の取替 3 盤の計器、器具、部品の取替 4 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) 駆動部・盤・ポンプ・弁	取替費用 100 万円未満	Q1 A Q2 A Q3 A	Q1 クラリファイヤーを引っ張るワイヤーの損傷が著しいので取替える。費用=230 万円 A 搔寄設備の区分は「その他機装の(沈でん池附属設備)」に属する。(A 欄)工種 1「攪拌機、搔寄機などの器具、部品の取替」の項目に該当するので修繕費とする。 Q2 1 系沈でん池のプロキュレーターシャフトが永年の使用により摩耗が著しく取替基準値になったため取替える。費用=180 万円 A 攪拌設備の区分は「その他機装の(沈でん池附属設備)」に属する。(A 欄)工種 1「攪拌機、搔寄機などの器具、部品の取替」の項目に該当するので修繕費とする。 Q3 搔寄機の台車が使用不能となったので取替える。費用=300 万円 A (A 欄)工種、(B 欄)小規模な取替工事の項目には、台車の取替という項目がないので建設改良費とする。 4条支出 : 資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費

(排水処理設備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 攪拌機、掻寄機などの器具、部品の取替(ただし、駆動部の取替は除く) 2 駆動部の器具、部品の取替 3 槽の弁類、計器、器具、部品の取替 4 油圧機、空気圧縮機、返送ポンプ、送泥ポンプ、汚泥加圧ポンプ、ろ液返送ポンプなどの計器、器具、部品の取替 5 加圧脱水機の弁類、計器、器具、部品の取替 6 設備の塗装替、点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) 駆動部・ポンプ・槽・機器	取替費用 100 万円未満	Q1	排水地ミキサー(1台)から異音が発生している。劣化状況も激しいので取替える。 費用=500万円
			A	排水地ミキサーの区分は「機装の(その他機械装置)」に属する。(B欄)1 小規模な取替工事(1)駆動部・ポンプ・槽・機器の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費
			Q2	返送地逆止弁が動作不良のため取替える。費用=385万円
			A	返送地逆止弁の区分は「機械及び装置(以下「機装」という。)(の(その他機械装置)」に属する。(A欄)工種3「弁類の取替」の項目に該当するので修繕費とする。

(通 信 設 備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 電話交換機、無線機の器具、部品の取替 2 盤、蓄電池、電話機などの取替 3 電話の配線工事	<b>1 小規模な取替工事</b>	取替費用 100 万円未満	Q1	電話交換機に接続する主配線盤、局線表示盤が劣化したので取替える。 費用=150万円
			A	(A欄)工種2「盤、蓄電池、電話機などの取替」の項目に該当するので修繕費とする。
			※	(B欄)で金額のみ制限を設定し取替工事の項目を空欄にしているのは、制限金額以内であれば全ての工事を施工できる。(以下、遠方監視、監視制御も同様)

(遠方監視設備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 テレビカメラ、モニターテレビ、増幅機、多重制御送受器、操作器、ITV 盤などの器具、部品の取替 2 設備の点検など	<b>1 小規模な取替工事</b>	取替費用 50 万円未満		

(遠方監視設備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 中継リレー盤、制御盤、操作デスク盤、テレメータ盤、変換器盤などの計器、器具、部品の取替 2 設備の点検など	<b>1 小規模な取替工事</b>	取替費用 100 万円未満	Q1 新発田調整池残塩計が劣化し動作不良のため全面的に取替える(更新)。費用=150 万円 A 調整池残塩計の区分は「機装の(その他機械装置)」に属する。(B 欄)小規模な取替工事の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費	

(計装・計測設備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 盤の計器、器具、 部品の取替 2 計測器の計器、器 具、部品の取替 3 弁(駆動部含む)な どの器具、部品の 取替 4 採水ポンプなどの 器具、部品の取替 5 小配管の取替 6 設備の点検など	<b>1 小規模な取替工事</b> (1) 弁(駆動部含む)・ポンプ・計測器  (2) ケーブル・盤	取替費用 100万円未満  100万円未満	Q1	差圧伝送器 25 台及び電動弁制御装置 13 台が老朽化し、ろ過流量制御を維持することが出来ないので取替える。費用=2,300 万円
			A	差圧伝送器及び電動弁制御装置の区分は「その他機装の(計装・計測設備)」に属す。(B 欄)1小規模な取替工事(1)の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費
			Q2	電磁流量計に接続している変換器が故障し、修理不能となったので取替える。 費用=160 万円
			A	変換器の区分は「その他機装の(計装・計測設備)」に属す。(B 欄)1 小規模な取替工事(1)の項目に該当する。しかし、取替費用は制限金額を超えるので建設改良費とする。 4条支出：資本的支出・建設改良費・施設改良費・施設工事費
			Q3	監視制御用シーケンサ装置の予備品を購入する。(故障対応のための予備品購入CPUモジュール)費用=48 万円
			A	(A 欄)工種 1「盤の計器、器具、部品の取替」及び工種 2「計測器の計器、器具、部品の取替」の項目に該当するので修繕費とする。

(試験検査設備) 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 魚類監視装置の計 器、器具、部品の取 替 2 設備の点検など	<b>1 小規模な取替工事</b>	取替費用 50万円未満		

5 工具・器具及び備品

(1) 電気機器 (2) 測定機器 資産区分 (個別的区分) 機械及び装置 (その他機械装置)

施工内容			事例	(Q & A)
A 欄	B 欄	条件		
1 電気機器の部品の取替 2 測定機器の部品の取替	1 小規模な取替工事	取替費用 50万円未満	<p>Q1 携帯用 pH 電極が不良のため購入し取り替える。 費用=6.3万円</p> <p>A pH 電極の区分は「工具・器具及び備品(測定機器)」に属す。(A欄)2の測定機器の部品の項目に該当する。また、固定資産処理上も10万円を超えない。取替費用は制限金額を超えていないので修繕費とする。</p> <p>Q2 ICP-MS用の真空ポンプが故障のため取り替える(真空ポンプオイル漏れ)。 費用=63万円</p> <p>A ICP-MSの区分は「工具・器具及び備品(測定機器)」に属す。(A欄)2の測定機器の部品の項目に該当するので修繕費とする。</p> <p>Q3 水質分析計用のカラムを既存品延命のため購入し取替する。(シアン・塩化シアン用) 費用=25.5万円</p> <p>A 水質分析装置の区分は「工具・器具及び備品(測定機器)」に属す。(A欄)2の測定機器の部品の項目に該当するので修繕費とする。</p>	
			※ 水質検査設備は、基本的に計装、計測設備の項目を準用するものとする。	